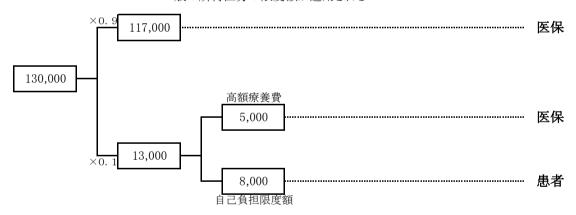


※ 医療費の1割が高額療養費算定基準額を超える場合

「療養の給付]

- →高額療養費が発生しているので、「保険」の「負担金額」欄に支払を受けた 一部負担金額(現物高額適用後の患者窓口負担額)を記載 また、低所得で高額療養費が現物給付された場合は、「備考」欄に、その所得区分を記載
- →後期高齢者医療被保険者証に記載されている「一部負担金の割合」が1割の場合、 所得区分は「一般」か「低所得 I 」か「低所得 II 」のいずれかである
- →もし、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示がない場合(備考が空欄)は、 一般の所得区分の限度額が適用される



〈保険〉後期高齢者医療被保険者証 定率1割

〈限度額適用・標準負担額減額認定証〉低所得者Ⅱ(自己負担限度額8,000円)

合計 〈公費①〉 単県80 定率1割 低所得Ⅱ(一部負担上限額 2,000円) 医保 122,000 円 高額療養費 (130,000円 $\times 0.1) -8,000$ 円=5,000円 5,000 円) (高額再掲 8,000 円 患者 6,000 単県80 6,000 円 患者(最終) 2,000 円 2,000

→単県80が患者負担を6,000円カバーし、患者の最終負担額は2,000円となる